

令和元年度
(2019年度)

工事監査（土木工事）結果報告

高崎市監査委員



第 3 5 1 - 3 号
令和 2 年 3 月 2 5 日

高崎市長 富 岡 賢 治 様
高崎市議会議長 松 本 賢 一 様

高崎市監査委員 田 口 幸 夫
 同 石 井 明
 同 飯 塚 邦 広
 同 根 岸 赴 夫

令和元年度工事監査（土木工事）の結果報告について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により、工事監査（土木工事）を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

工事監査（土木工事）結果報告書

第1 監査の期間

令和元年12月16日から令和2年3月6日まで

第2 実地監査日

令和2年1月21日

第3 監査の対象

- 1 対象工事 浜川運動公園拡張テニスコート整備工事
 - (1) 場所 高崎市 井出町
 - (2) 契約工期 令和元年6月28日～令和2年3月18日
 - (3) 概要 敷地造成工 一式
給水設備工 一式
雨水排水設備工 一式
汚水排水設備工 一式
電気設備工 一式
園路広場整備工 一式
サービス施設整備工 一式
グラウンド・コート舗装 一式
競技施設工 一式
- 2 工事費（消費税込） 699,600,000円
- 3 対象部課
 - (1) 財務部 契約課、技術監理課
 - (2) 都市整備部 都市施設課

第4 監査の方法

監査の方法は、上記工事の計画、設計、積算、契約、施工等に関する事項について、あらかじめ提出された資料を基に関係者に説明を求めるとともに現場を実査した。

監査にあたっては、工事が現場の状況に適合した施工で安全性の確保に十分配慮されているか、更に、効率性、経済性についても妥当なものであるかを主眼に実施した。

なお、監査にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会から技術士の派遣を受け工事の技術的な指導及び助言を受けた。

第5 監査の結果

工事の計画、設計、積算、契約、施工等については、おおむね適正妥当であると認められた。

なお、技術士による工事技術調査の結果、いくつかの課題及び留意すべき事項が提示されたので、今後の工事施工に反映されたい。

監査各事項の詳細及び課題、留意すべき事項は、次のとおりである。

1 計画について

当該工事は防災機能を有する公園として計画・設計されている。イニシャルコストや維持管理費の低減等についても検討されており、妥当な対応である。また、都市計画決定の変更に伴う告示、縦覧の実施やまちづくり組織（推進委員会）を設置し、工事説明会等を定期的に開催しており、特に問題が無いことを確認した。

2 設計について

上位計画である「高崎市第5次総合計画」に基づいて適正かつ合理的な設計が行われており、委託業者提出の「照査報告書」を課内で照査したことや、測量及び調査を委託し事前調査を十分行った上設計に反映させていることから、現場の状況に適合した経済的な設計となっている。また、関係法令等の適合性についても「都市計画法」及び「都市公園法」の他、「環境影響評価法」、「土壌汚染対策法」、「災害対策基本法」及び「防災公園の計画・設計に関するガイドライン」に則った妥当な設計であることを確認した。

3 積算について

価格及び工期については最新版の「積算基準及び標準歩掛平成30年度版」を使用し決定されており、適正であると確認した。また、テニスコート表層舗装の特殊な材料、工法の価格については、特別調査に該当するため、公益財団法人群馬県建設技術センターに依頼し調査の上決定しており適正な措置である。

4 契約について

入札方式は一般競争入札で、「高崎市契約規則」及び「高崎市一般競争入札実施要綱」に基づき適正に行われており、公告や入札参加資格審査についても適正・公正さを確保していることを確認した。また、監理技術者は共同企業体それぞれの会社から設置されており、資格、経歴等に問題は無かった。更に、東日本建設業保証株式会社による契約保証書及び前払金保証書が提出されており適正であった。

5 施工及び施工管理について

(1) 書類関係

ア 請負業者が提出した施工計画書は、基準とした設計図書等に基づき内容をチェックし受領しておりおおむね問題はないが、以下について請負業者への指導をお願いしたい。

- ① ページ番号を記し、見やすくすること。
- ② 現場組織を定め、施工管理項目の責任者を明確にすること。
- ③ 各種管理項目を定め、管理方法を記載させること。特に段階確認は、確認事項や実施時期を明確にして計画的に行うこと。
- ④ 安全管理については、始業終業時刻や朝礼、作業打合せ時刻、現場安全巡視時刻等を併記し、就業規則として利用できるようにすること。

イ 写真管理計画及び写真撮影記録書類について聞き取り及び書類確認を行ったが、以下について請負業者への指導をお願いしたい。

- ①監督員に定期的に報告し、確認を受けること。
- ②写真管理者を定め、撮影漏れが生じないように管理すること。
- ③要求したときにいつでも見られるように常時整理すること。

ウ 日常の安全管理について聞き取り調査を行ったが、以下について請負業者への指導をお願いしたい。

- ①作業日の元請安全指示事項が示されていないので、書式を定め各下請作業に対する安全指示を記載し、下請作業責任者の署名を必ず記載させること。

エ 工事の進捗状況はおおむね計画どおりであるが、天候により進捗が左右されることを考慮して進めていただきたい。

(2) 現場管理状況

作業状況は休工のため確認できなかったが、舗装及び排水工の設置状況から設計図書及び施工計画書に従って施工され、監理・監督が有効に行われていると推測できた。また、工事現場掲示物についても工事看板の設置、建設業の許可票等いずれも適切に掲示されていた。

6 安全管理について

労働者が怪我をする事故があり、救急対応、労働基準監督署など関係機関への報告、是正措置、安全対策協議会の開催等、事故後対応を確認したがおおむね適切であった。今後は事故の無いようより一層の安全対策を講じられたい。

7 検査及び監督について

段階確認は適正に実施されており、検査・検収等に遅れはなく適正に行われていることを確認した。

8 設計変更について

工種の変更が無いため設計変更も無いことを確認した。

9 総合的所見

当該工事について書類及び現地調査を実施した結果、特に指摘する事項は無く、適正に工事が執行されているものと判断した。

しかしながら、請負業者への指導事項及び安全対策等については適切に対応され、今後の施工に活かしていただきたい。